質問回答書

<u>(業務名称)2023-2026年度緊急調達スタンドバイ業務</u> (公告/公示日:2023年12月18日/調達管理番号:23a00444)の質問について、以下のとおり回答いたします。

独立行政法人国際協力機構 調達·派遣業務部次長(契約担当)

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	11P	2. 業務の内容(2)タイプB	「迅速な調達」とあるが、ものによっては発注から納期まで半年〜1年かかるものもあるがそのようなものも可能でしょうか。	重機などそのようなケースもあり得るものと考えています。見積依頼する際に 想定納期も示します。
2	11P	2.業務の内容(2)タイプB	スペックによって出荷できる国が限られるが、出荷可能国や条件を記載した方がよいか。 災害時提供できるか個別に答えるのでよいか。	出荷可能国が限定される場合、あらかじめ情報提供いただけるのであれば、その方が有難いです。
3	12P	4. 成果物・業務提出物等 (2) 「自己評価及び契約管理 に関する要望について」	成果品とされる自己評価は業務履行期間全体の37か月分のものでしょうか。	契約全体ではなく個別の発注に対していただくもの。個別の物資の納期を示してその終了までに評価して提出いただきます。初めて行うスタンドバイ調達を改善していくために率直な意見を伺いたく存じます。
4	12P	2. 業務の内容(2)タイプB	オプション契約の輸送業務の役務はどこまで求められていますか。	輸送業務をオプションとする利点は、より迅速に現地に届けられることで、通常の仕向け地渡しと同様です。有事の仕向け地についてはケースバイケースで検討します。一般論としては、紛争国向けは輸送と調達を別々に発注した方がスムーズとなるケースが多いと考えています。納入実績があるなどご提案いただければと考えています。
5		参考資料「全世界向け緊急調達 スタンドバイ契約および緊急輸 送スタンドバイ契約について」	_	参考資料3ページ目の「緊急輸送スタンドバイ業務」の換算レートの説明について修正し、差し替えを行いました。「緊急調達スタンドバイ業務」関連の説明は、変更・修正ありません。
6	P. 43	別表3	緊急調達可能資機材・物品リストの参考様式:別表3についてExcelファイルを頂けますでしょうか。	別表3のExcelファイルを添付しました。なお、必要な情報がカバーされていれば、まったく同じ様式でなくとも構いません。
7	P. 51	1. (1)	類似業務一覧リスト及び実績について、当社協力企業の実績を記載予定です。こちらも評価対象となるものと認識しております。	「1. (1)類似業務の経験」においては、応札企業本体の実績のみを評価対象としますが、協力企業の実績については、「2. (2)業務実勢体制」の中で評価対象とします。
8	P. 52	別紙3	業務実施体制を記入する様式:別紙3についてExcelファイルを頂けますでしょうか。	別紙3のExcelファイルを掲載しました。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
a	p. 5	(2)提出方法 1)	GIGAPODが弊社内セキュリティ上使用できるか不明です。使用不可であった場合、電子 メール添付等、別の手段での提出も認めて頂きたく、よろしくお願いいたします。	その際は対応法について別途検討させていただきますので、弊機構までご相談 ください。
9				
10	p. 6	12. 契約書の作成及び締結 (1) 	電子署名ではなく、書面による契約を希望致します。よろしくお願いいたします。	契約の際に確認させていただきます。
11	p. 11	(2) タイプB	弊社から提案させて頂くのは別表1、別表2掲載以外の機材のみとなります。そのような場合であっても問題ない旨、ご確認ください。	別表 1, 別表 2 の掲載機材は、過去の緊急調達の際に対象とした機材の例です。従って、別表掲載以外の機材であっても、緊急時の調達ニーズがある可能性があるものであれば、問題ありません。
12	p. 11	(2)タイプB	原則、納入後の現地アフターサービスなどは求められていないと理解しております。 また個別の調達条件の中で、アフターサービスに関して別途考慮される場合は、被支援国 におけるメーカー代理店の有無などにより、対応の可否が左右されます事、ご承知おきく ださい。	緊急調達の対象機材については、一般的には、現地でのアフターサービス提供を必須とはしておりません。必要な場合には、見積依頼の時点で、その旨を明示します。また、アフターサービスが必要な場合に、供与可能国が限定されることはやむを得ないことと認識しています。
13	p. 11	(2) タイプB		見積依頼の時点で、保証期間等を求めているケースで、ご指摘のような懸念点がある場合には、留意点としてご指摘ください。
14	p. 11	(2) タイプB		消耗部品のみを調達するケースは少ないと考えますので、緊急事態発生前に提出いただくリストにはリストアップは不要です。
15	p. 11	(2) タイプB	ご了承ください。	タイプBに関しては、スタンドバイ契約のために在庫を保持していただく必要はありません。取引先企業を含めた在庫状況についての情報確認について、迅速に行っていただけるようお願いいたします。
16	p. 11	(2) タイプB ②	貴機構が作成される「今次調達対象物品リスト」の「希望納期」については、「提供可能 資機材・物品リスト」の予想納期と少なくとも同じ期間、可能であればより長い納期を設 定頂きたく、ご配慮願います。	
17	p. 11	(2) タイプB ②	「月半ばに追加・変更などがあった場合は、随時修正版をJICAに提出する」とございますが、メーカーの繁忙期など、状況によっては毎月更新することが難しくなる可能性がございます。その点、予めご了承ください。	
18	p. 11	(2) タイプB ②	輸送業務の追加提案について、支援国の情勢の変化に伴い、見積書作成時に対応可能としていても、実際には対応が不可となる場合もございます事、ご了承ください。	見積依頼後に、支援対象国の情勢が大きく変化した場合には、臨機応変の対応が必要になるものと認識しております。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
19	p. 12	5. 経費支払方法	「原則として全額一括後払いとする」との記載がございますが、予定価格が1000万円以上の機材の場合、銀行等による保証状の差入をもって、契約金額の10分の4相当額の前払金の支払いを認めて頂きたく、よろしくお願いいたします。	
20	p. 20	9. オプション契約について	見積書の提出から発注書発行までに時間を要する場合、被支援国における状況が変化する可能性がございます。その場合、輸送業務に関するオプション契約の有無については、改めて協議させて頂きたく、よろしくお願いいたします。	
21	p. 53	1. 見積書について (2)	「緊急調達可能資機材リスト」に関しては、契約期間中に、新規メーカーや新規製品を追加登録することは可能ですか。ご教示ください。	タイプBの場合、緊急事態発生前に提出いただく「緊急調達可能資機材リスト」は、あくまで参考情報ですので、受注者の判断で必要に応じリストを変更、修正していただくことは可能です。
22	p. 59	第16条 2	遅延利息の率を、対象となる個々製品契約金額の最大で10%として頂きたく、ご検討ください。	遅延利息の率については、財務省告示「政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率」に基づいております。一部納品済みの場合は、その分は控除されます。遅延利息の率は令和6年1月10日時点で「年2.5%」です。
23	P. 10	2. 業務の内容: (1)タイプA 1) 緊急事態発生前	納品の際、以下の作業は必要でしょうか。 1. 納品伝票の送付 2. 梱包明細の作成 3. 日章旗の貼付 4. 非該当確認書類の提出 納品伝票の提出だけであればご提案出来る商材の幅が増えますが、上記の作業が別途発生する場合は、納期を6日以内として頂きたくお願い致します。	1. ~ 4. は、納品(船積み前検査)または船積みまでの間で、いずれも必要となります。作業に要する日数は、その時点での発注量にもよると考えますので、発注の都度、相談いたします。
24	P. 10	2. 業務の内容: (1)タイプA (2)タイプB	参考銘柄に対して同等品を提案する場合、あるいは参考銘柄品が記載されていない商品を 提案する場合、その製品のWEBカタログの提供だけで宜しいでしょうか。他に必要な情報 があればご教示願います。なお、参考銘柄の仕様も明記されておらず、商品名だけでは仕 様が特定出来ないアイテムがいくつかありますが(例:毛布)、それについては商品選定 のため仕様を明記願います。	タログでも構いません。仕様を明記していない参考銘柄のみの物品に関して は、仕様の明記を検討します。